



び、技術情報の開示を受けたメーカーしか受信機を作ることはできなくなる。

仮に、秘密としていた技術情報が流出した場合であっても、流出元に対しては契約違反での賠償請求等が可能であるし、流出先に対してもマジコン同様に不正競争防止法等での差し止め請求等が可能である。

こうした状況では、補完的制度の要否は否となるであろうし、現行B-CAS方式で可能である、ライセンス管理機関と契約を結ばずに受信機を作成するということを不可能とする仕様開示方式で、情報が流出する懸念があるために制度の検討が必要という提言の前提自体が間違っているように思える。

そもそも「あまねく視聴」を目的としている無料広告放送で、「無反応機を使うならば見るな」と言って消費者の視聴機会を剥奪する権利は放送事業者には与えられてはいないと考えている。仮に、無料広告放送事業者に消費者から視聴機会を剥奪する権利が与えられるとするならば、それは「あまねく視聴」を目的としてはいないということなのだから「あまねく視聴を実現するために外部調達規制はなじまない」とした取引市場に関する検討での放送事業者の第五次中間答申での主張は説得力を失うと考えている。

仮に「無反応機」に対する制度による規制を導入し、放送事業者に対して消費者から視聴機会を剥奪する権利を認め、制度によってその権利を保護すると言うのであれば、それはもはや「あまねく視聴」を目的とした放送とは言えないのだから、コンテンツ制作力の強化・取引市場の形成に向けて、外部調達規制等も同時に制度化して導入し、制作と放送の分離を積極的に進めるべきであろうと考える。